

認知症対応型共同生活介護事業所

グループホーム「かがやき」 重要事項説明書

社会福祉法人 香美町社会福祉協議会

認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 「かがやき」重要事項説明書

〈R6.10.1〉

利用者様(利用者様のご家族)が利用しようとしてされている認知症対応型共同生活介護事業(短期利用共同生活介護)・介護予防認知症対応型共同生活介護事業(介護予防短期利用共同生活介護)について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わかりにくいことがあれ

1. 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人 香美町社会福祉協議会	
設立年月日	平成17年4月1日	
電話及びFAX	電話 0796-39-2050 / FAX 0796-39-2150	
代表者名	森 脇 修	
所在地	兵庫県美方郡香美町香住区森31番地の1 (香美町香住地域福祉センター内)	
事業所の名称等	事業所の名称	社会福祉法人香美町社会福祉協議会 認知症対応型共同生活介護事業所「かがやき」
	所在地	兵庫県美方郡香美町香住区無南垣96番地
法人の理念	ささえあい安心して暮らせるまちづくり	
介護の理念	その方が、その方として、その方らしく、お暮らしになれるようにいつまでもお支えし続けます。	
他の介護保険関連の事業	1) 居宅介護支援事業・介護予防支援事業 2) 訪問介護事業・自立援助訪問型サービス事業 3) 訪問入浴介護事業 4) 通所介護事業・自立援助通所型サービス事業 5) 指定共用型認知症対応型通所介護事業	
他の介護保険以外の事業	1) 高齢者等生活支援事業 2) 障害者訪問入浴事業 3) 障害福祉サービス事業 4) ナイトケアサービス事業 5) 日中一時支援事業 6) 移動支援事業 7) 小地域たすけあい事業 8) ボランティア推進事業 9) 総合相談事業	

2. グループホームの概要

グループホーム名	グループホーム「かがやき」(通称)
グループホームの目的	認知症によって自立した生活が困難になった利用者様に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者様がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とします。
ホームの運営方針	① 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。 ② 利用者様の人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者様が必要とされる適切なサービスを提供します。 ③ 利用者様及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。
	④ 適切な介護技術を持ってサービスを提供します。 ⑤ 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行います。
管理者	松岡 聖史
開設年月日	平成17年4月1日
保険事業者指定番号	2874500370
所在地	兵庫県美方郡香美町香住区無南垣96番地
連絡先	電話 0796-38-1500 / FAX 0796-38-1516

交通の便	JR佐津駅下車 南へ徒歩10分 全但バス佐津診療所前下車 南へ徒歩5分
敷地概要(権利関係)	香美町の所有地 無償貸与
建物概要(権利関係)	香美町の所有建物無償貸与 構造：木造平屋建 延床面積：368.27㎡ (備品は、社会福祉協議会の所有)
居室の概要	個室9室(内、2室は必要により2人部屋とすることもできます)
共用施設の概要	居間、食堂、台所、浴室、脱衣室、洗濯室、洗面室、便所2ヶ所、デッキテラス
緊急対応方法	従業者は、利用者様の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ本事業所が定めた協力医療機関へ連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。
防犯防災設備 避難設備等の概要	① 非常災害に備えて、管理者は、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、火気、消防等についての責任者を定め、年1回以上定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。 ② 避難等案内板、火災報知器、けむり探知機を設置しています。 ③ 警備保障会社との契約を行い、火災報知器受信盤の監視、警報受信時における消防機関への通報、緊急対応(初期消火等)の24時間の監視、盗難及び、その他の不法行為の予防、もしくは、早期発見並びに被害の拡大防止を行っています。(警備開始から解除の間)
損害賠償責任保険	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

3. 職員体制(主たる職員)

職員の職種	員数	常勤	非常勤	保有資格	研修会受講等 内 容
		専従	専従		
施設長 (管理者)	1人	1		社会福祉士、介護福祉士、 介護支援専門員、社会福祉主事	当事業の認可基準に基づく、 認知症介護実務者基礎研修 及び同研修の専門研修(実践 リーダー研修)修了、管理者研
計画作成担当者	1人	1		社会福祉士、介護福祉士、	当事業の認可基準に基づく、
介護従事者	9人	8	1	介護福祉士、 2級ヘルパー	当事業の認可基準に基づく、 認知症介護実務者基礎研修 及び同研修の専門研修(実践
看護師	0人			看護師	

4. 勤務体制

昼間の体制	3人	〔うち 早出 7:00~16:00 ・ 1人 遅出 12:00~21:00 ・ 1人〕
夜間の体制	1人	宿直 ・ 夜勤の別：夜勤【必要に応じて2人体制にします。】

5. 利用状況(令和6年4月1日現在)

利用者数	1ユニット当たり定員 9人、(ユニット数：1ユニット) 総定員 9人
要介護度別	要介護度 1：1人、要介護度 2：1人、要介護度 3：3人 要介護度 4：2人、要介護度 5：2人

6. 営業日・営業時間 1月1日から12月31日 24時間

7. ホーム利用にあたっての留意事項

- ① 面会は自由です。職員に申し出てください。
- ② 外泊は自由ですが、事前に届出をしてください。
- ③ 所持品は、最低限とし、電気製品、家具、衣類、化粧品、整髪用品等は、持ち込み品の用紙にご記入ください。なお、高価な物や多額な貴重品は、紛失等トラブルを避けるため、ご遠慮していただきます。
- ④ ペットの持ち込みも、共同生活のため好き嫌いやアレルギー等も考えられますので、ご遠慮していただきます。必要があれば、施設利用者の総意で考えることもあります。
- ⑤ 入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、利用者様及びご家族の同意を得た上で、短期利用共同生活介護の居室に使用することもあります。

8. サービスおよび利用料等

※下記の保険給付サービス利用者自己負担分は1割負担の利用料を目安として記載しています。

実際の利用者負担額については、負担割合証に基づいてご負担いただきます。

保険給付サービス (基本単位)	食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等 上記については包括的に提供され、下記による要介護度別に応じて定められた金額(省令により変動有り)が自己負担となります。				
	基本料金(個人負担金) 1日あたりの自己負担分				
	要介護	基本単位	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
	要支援 2	761	761円	1,522円	2,283円
	要介護 1	765	765円	1,530円	2,295円
	要介護 2	801	801円	1,602円	2,403円
	要介護 3	824	824円	1,648円	2,472円
	要介護 4	841	841円	1,682円	2,523円
	要介護 5	859	859円	1,718円	2,577円
ただし、入居した日から起算して、30日以内の期間については、初期加算として、1日につき30円を加算します。					
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	当事業所は、看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上配置されている事業所として「サービス提供体制強化加算Ⅲ」を受けています。そのためお客様負担に関してもその分を反映することとされています。(1日当たり6円)				
医療連携体制加算(Ⅰ)ハ	医療機関との契約により、看護職員を1名以上確保し24時間連絡可能な体制をとり、お客様の重度化に対応します。1日あたり37円加算になります。				
退居時相談援助加算	退居されるお客様が、自宅や地域での生活を継続できるよう相談援助した場合、1回あたり400円加算になります。(但し、1回を限度)				
看取り介護加算	常勤の看護師を配置し、お客様のターミナルケアに対応します。 ○死亡日以前31日以上45日以内 1日72円加算になります。 ○死亡日以前4日以上30日以内 1日144円加算になります。 ○死亡日以前2日又は3日 1日680円加算になります。 ○死亡日 1日1,280円加算になります。				
若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を決め、担当者を中心にケアを行います。1日120円加算になります。				
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	認知症ケアに関する専門的な研修を修了した者を配置し、チームケアを進めていきます。1か月あたり120円加算になります。				
科学的介護推進体制加算	科学的資料に基づき介護を行います。1か月40円加算になります。				
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護における雇用と人材確保を目的として本会が実施するサービスに算定されます。毎月のお客様負担料金に17.8%加算になります。				

短期利用共同生活介護費 (30日以内)	基本料金(個人負担金) 1日あたりの自己負担分				
	要介護	基本単位	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
	要支援 2	789	789円	1,578円	2,367円
	要介護 1	793	793円	1,586円	2,379円
	要介護 2	829	829円	1,658円	2,487円
	要介護 3	854	854円	1,708円	2,562円
	要介護 4	870	870円	1,740円	2,610円
	要介護 5	887	887円	1,774円	2,661円
	医療連携体制加算は、1日あたり37円加算になります。				

その他の利用料	食材料費	1,000円/日	30,000円/月
	光熱水費(電気、ガス、水道)	740円/日	22,200円/月
	その他の共益経費	250円/日	7,500円/月
	施設維持管理料	1,305円/日	39,150円/月
	合計		98,850円/月
<p>その他日常生活において通常必要となる費用で利用者様が負担することが適当と認められる費用を実費程度加算するものとします。ただし、食材料費及び光熱水費については、1会計年度に1回は精算を行います。</p> <p>施設維持管理料については、入院等により入居者が不在の場合も料金が発生いたします。ただし、入院等により不在の間に、短期利用共同生活介護の利用者様が使用した場合、利用日数分に施設維持管理料を乗じた金額を減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人(個室)使用の電気料金 30円/1点/日 900円/1点/月 ・個人の趣味的活動の費用 実費 ・理美容代 実費(業者渡し) ・洗濯代(良質のため、業者の技術を要する物) 実費(業者渡し) ・おむつ代 実費(社協渡し) ・医療費 実費(医療機関渡し) ・医療機関への通院同行サービス 2,000円/1回 ・修繕費(建物や備品に損害を与えた場合) 実費(業者渡し) 			
通院同行	医療機関への通院同行サービスは、定期的な医療機関の受診に職員が同行する場合に限りです。		
居室の提供(家賃)	無 料 / 月		
食事の提供	朝食:290円、昼食:290円、夕食:290円、おやつ:130円		

9. 料金の支払い時期と支払い方法

利用料、その他の費用の請求	<p>① 利用料、その他の費用は、利用者様負担がある場合に、利用の月ごとにその合計額を請求します。</p> <p>② 請求書は、利用明細を添えて、利用者様宛にお届けいたします。ただし、請求額のない月はお届けしません。</p>
利用料、その他の費用の支払い	<p>① 請求書を受け取られましたら、お渡しするお客様控えと内容を照合の上、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法を選択した上でお支払いください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> お客様指定口座からの自動振替 郵便局以外で、香美町内の金融機関に所有されるお客様の口座から自動振替するために別紙届出書の提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 事業者指定口座への振込み 但馬銀行 香住支店 普通口座 7112046 口座名義 社会福祉法人香美町社会福祉協議会 会長 森脇 修 <input type="checkbox"/> 現金支払い <p>② お支払いを確認しましたら、領収書をお渡しますので、必ず保管していただきますようお願いいたします。</p>

10. その他事業者の責務

個別サービス計画	当事業所は、利用者様の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者様の個別支援計画を作成し、利用者様に説明したうえでこれに従って、サービスを提供します。
サービス提供内容の記録	利用者様に提供したサービス内容の記録は、利用者様の要介護認定等の満了日から2年以上保管します。記録については、利用者様とご家族に限り、閲覧及び写しの交付が可能です。
秘密保持と個人情報(プライバシー)の保護	当事業所及び従業者がサービスを提供する際に、利用者様やご家族に関して知り得た情報については、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、円滑かつ一体的なサービスを提供するために、サービス担当者会議等で利用者様もしくはご家族に説明し同意を得たうえで使用します。同意を得た場合は、同意書に署名をいただきます。

第三者評価結果の公開	当事業所は、過去1年以内に兵庫県が定める基準に基づき、自ら評価を行いその結果を公開し、かつ兵庫県が選定した評価機関が実施する外部評価を受け、その結果を公表しています。
虐待の防止	<p>お客様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。</p> <p>(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。 虐待防止に関する責任者：管理者 松岡聖史</p> <p>(2) 成年後見制度の利用を支援します。</p> <p>(3) 苦情解決体制を整備しています。</p> <p>(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。</p>
身体拘束廃止	<p>原則としてお客様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、お客様、又はご家族様に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。</p> <p>また、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。</p> <p>(1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、お客様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。</p> <p>(2) 非代替性…身体拘束以外に、お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。</p> <p>(3) 一時性…お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。</p>

11. 協力医療機関

協力医療機関名	公立 香住病院
診療科目、ベッド数等	内科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、婦人科、人工透析小児科、ベッド数50床
協力医師	氏名：浦辺啓太 常勤・非常勤の別：非常勤 訪問頻度：緊急時
協力医療機関名	蔵野歯科医院
診療科目、ベッド数等	歯科 ベッド数：無し
協力医師	氏名：蔵野彰王 常勤・非常勤の別：非常勤 訪問頻度：随時往診有

12. 苦情相談機関

苦情相談窓口	機関名	香美町社会福祉協議会認知症対応型共同生活介護事業所「かがやき」		
	担当者氏名	松岡 聖史		
	電話	0796-38-1500	FAX	0796-38-1501
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	機関名	香美町福祉課		
	電話	0796-36-1111	FAX	0796-36-3809
	受付時間	8:30~17:15 月~金		
	機関名	兵庫県国民健康保険団体連合会		
	所在地	神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号		
	電話	078-332-5617	FAX	078-332-5650
第三者委員	担当者	役職名		

13. 重要事項を説明した年月日・時間

この重要事項説明書の説明場所・年月日・時間	場所			
	令和	年	月	日
	時		分	

※ なお、この重要事項説明書の内容に変更が生じた場合は、利用者様にその内容を文書にて通知し、口頭にて説明します。

サービスの提供開始にあたり、本重要事項説明書、および別紙重要事項説明書にもとづく重要な事項を利用者様に対して説明しました。

令和 年 月 日

(事業者) 香美町社会福祉協議会 香住ふれ愛介護センター
認知症対応型共同生活介護事業所「かがやき」

所在地 兵庫県美方郡香美町香住区無南垣96番地

代表者 森 脇 修 印

管理者 松 岡 聖 史

説明者 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

(お客様) 住 所
氏 名 印

(代理人) 住 所
氏 名 印

(身元引受人)住 所
氏 名 印

<令和6年10月1日改定>